

北見市役所

〒090-8501
北見市大通西3丁目1番地1



市役所代表電話

0157-23-7111



お電話を担当へ
おつなぎします。

開庁時間 あさ **8時45分** ~ 夕方 **5時30分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

端野総合支所、常呂総合支所、留辺蘂総合支所でも各種手続きができます。
なお、支所・出張所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

北見市ホームページ <http://www.city.kitami.lg.jp/>

手続きチェックシート

転居



北見市内で引越しされた方へ

転居届

住み始めた日から14日以内に
届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は**新住所**がわかるもの(契約書等)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・お持ちの方は「**住民基本台帳カード(顔写真付のみ)**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

関連する手続きは
内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞



そのほか
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

・健康保険証 ・年金手帳
・介護保険証 ・北見市バス乗車証
・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 2 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

転居

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

支所・出張所 マークのあるものは、支所・出張所でも受付しています。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	北見市ガイド	
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	■	住所・戸籍 あお 支所・出張所	/	P53	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要です	※再申請を希望する場合は受付窓口でご相談ください				P53	
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります						
※各種保険証・受給者証・認定証等は、後日郵送で送付いたします								
保険 年金	国民健康保険に加入している方			■	住所・戸籍 あお 支所・出張所	/	P65	
	→69歳までの方	保険証の交付(後日郵送)	旧住所の国民健康保険証				P65	
	→70歳から74歳までの方	保険証の交付(後日郵送)	旧住所の国民健康保険証兼高齢受給者証				P65	
	→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など				健康保険・年金 ももいろ 支所・出張所	
	75歳以上の方、 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の交付(後日郵送)	旧住所の後期高齢者医療保険証				住所・戸籍 あお 支所・出張所	P68
→各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付(後日郵送)	・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など	健康保険・年金 ももいろ 支所・出張所	P69				
年金を受給中の方	年金の住所変更 ※住民票コードが「未収録」の方のみ ※共済年金の方は共済組合へ	・年金証書 ・転居した方の認印	健康保険・年金 ももいろ 支所・出張所	P72				
高齢 障がい	介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の住所変更	介護保険証	■	住所・戸籍 あお 支所・出張所	/	P77	
	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など ・手帳所持者及び窓口に来られる方の認印				障がい・高齢 介護サービス むらさき	P75
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証(交付されている方) ※同意書や認印が必要な場合があります				健康保険・年金 ももいろ 支所・出張所	P71
子ども	小学生・中学生のお子さんがいて、通学区域が変わる方	転校手続き	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	■	住所・戸籍 あお 支所・出張所	/	P63	
	児童手当を受給している方 (0歳~中学生)	※手続きは必要ありません	※公務員世帯の方は、勤務先へ申請してください				子ども・子育て オレンジ 支所・出張所	P61
	児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要						
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳~中学生)	子ども医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	子ども医療費受給者証 ※同意書や認印が必要な場合があります				健康保険・年金 ももいろ 支所・出張所	P71
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所変更					子ども・子育て オレンジ	P61
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください				子ども・子育て オレンジ	P61
		ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	ひとり親家庭等医療費受給者証 ※同意書や認印が必要な場合があります				健康保険・年金 ももいろ 支所・出張所	P71
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください				子ども・子育て オレンジ	P61
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証 ※同意書や認印が必要な場合があります				健康保険・年金 ももいろ 支所・出張所	P71
税・料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届	☎お電話またはインターネットで手続きできます	■	上下水道料金センター 0157-25-1178	/	P100	
	税や料等の納付について相談される方	納付相談					2階 納税課	P58
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください	■	3階 都市建設部総務課 0157-25-1626	/	P104	
	ごみの出し方のご案内	(ごみの出し方パンフレット)					P91	
	粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申し込み	※お住まいの自治区によりごみの出し方が異なります				・北見 0157-22-0053 ・端野 0157-56-2116 ・常呂 0152-54-2115 ・留辺蘂 0157-42-2110	P96

左記の書類と入学通知書を学校へ提出